

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第69号）（中央図書館図書課）

京都市久世ふれあいセンターの利用者の拡大を図るため、京都市久世ふれあいセンターの図書施設の休所日を次のとおり変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
火曜日，毎月の第2水曜日及び第4水曜日，休日（日曜日である1月1日を含む。）並びに同月2日から同月5日まで及び12月27日から同月31日まで	火曜日（火曜日が休日に当たるときは，その日後最初に到来する休日でない日），毎月の第2水曜日及び第4水曜日（これらの水曜日が休日に当たる場合を除く。）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

この条例は，平成16年3月31日から施行することとしました。

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第69号

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 図書施設の項中「火曜日」の右に「（火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）」を加え、「，休日（日曜日である1月1日を含む）」を「（これらの水曜日が休日に当たる場合を除く）」に、「同月2日」を「1月1日」に、「同月5日」を「同月4日」に、「12月27日」を「12月28日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（中央図書館図書課）